

## 東京の「共同実施」が国会でとりあげられる

3月23日参議院文教科学委員会で、東京の学校事務「共同実施」の実態が取り上げられました。これは教職員定数にかかわる法案（「義務教育諸学校の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律案の一部を改正する法律案」裏面参照）審議の中でのことでした。

質問に立った日本共産党・吉良よし子参議院議員は、法案の中で触れられている「学校事務を共同して処理する『共同学校事務室』の設置について制度化」（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）などの部分に触れて、「東京では7校の事務を4人の都費事務職員が担うというような学校事務の共同実施が進められている。今回の法案は、事務職員の削減をねらったものではないのか」と文部科学省に迫りました。

文部科学省は答弁で「東京の実態について、つまびらかに把握しているわけではないが、今回の法案はそのようなことを意図したわけではない」と述べました。

さらに吉良議員は、東京の学校事務の共同実施が副校長の負担軽減につながらないこと、いま必要なことは学校事務職員の複数配置であることなどを強調しました。

文部科学省は具体的な回答は避けて、「優先課題の一つ」と答えました。今回の法案は「障害に応じた特別の指導のための基礎定数の新設」や「日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設」といった内容と抱き合わせで、施行期日が2017年4月1日と定められたいわゆる「日切れ法案」（予算措置を伴うため、定められた期日までに成立しないと支障が出る）でした。そのため3月27日参議院で全会一致で可決成立しました。

しかし、法律の具体的な内容の解明はまだ不十分です。さらに「共同学校事務室」について「必要な事項は政令で定める」（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律・改正案」第4章教育機関・第3節共同学校事務室・第47条の5）としているので、国の都合のいいように運用されてしまう危険性をはらんでいます。

学校事務職員が、子どもと教育のためにどれほど重要な役割を担っているのか、また東京の学校現場で何が起きているのか、さまざまな形で広範な人たちに伝えていくことが求められています。都教組事務職員部は、東京方式の「共同実施」に反対し、定数改善のため引き続きたたかいを強めていきます。

全国の仲間の助け合いが実感できる心温まる共済です。全教・都教組共済